

甲斐市景観審議会の記録

【令和2年度第1回審議会】

1. 景観審議会の概要

日時：令和3年1月28日（木）午後3時～午後4時30分

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

□次 第

- 第1回審議会
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 職員紹介
 - 4 会長あいさつ
 - 5 案件
 - (1) 景観条例に基づく届出状況について
 - (2) 景観形成基準不適合工作物の建築について
 - (3) 景観重要樹木の指定について
 - 6 その他
 - 7 閉会

□配布資料

- 景観審議会資料
 - 1 次第
 - 2 委員名簿
 - 3 景観条例に基づく届出状況の説明資料
 - 4 景観形成基準不適合工作物の建築に伴う説明資料
 - ・景観計画区域内行為事前協議申請について（諮問）の写し
 - ・事業者（東京電力パワーグリッド（株））からの説明資料
 - ・眺望景観についての報告資料
 - 5 景観重要樹木の指定に伴う説明資料

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 大山 勲
- 新津 健

2号委員

- 小宮山 敏春
- 野口 賢司
- 立澤 眞一
- 武藤 洋一
- 田辺 泰明
- 田中 陽子

3号委員

- 堀内 克一
- 西 東美
- 古屋 園江
- 石水 秀樹

4号委員

- 濱谷 健太（代理：高木 博史）
- 深澤 修一
- 平山 照仁

◆事務局

- | | | |
|--------|----------|-------|
| ○建設産業部 | 部長 | 長田 裕二 |
| ○都市計画課 | 課長 | 中澤 一昭 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 渡辺 充 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 武本 優 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 三井 里紗 |

◆事業者

- | | |
|-----------------|-------|
| ○東京電力パワーグリッド（株） | 鈴木 法幸 |
| ○東京電力パワーグリッド（株） | 平田 祐介 |
| ○東京電力パワーグリッド（株） | 川田 祥也 |

2. 発言要旨

○第1回審議会

1. 開会

2. 委員紹介

- ・事務局から変更となった委員の紹介を行う。

3. 職員紹介

4. 会長あいさつ

5. 案件

(1) 景観条例に基づく届出状況について（説明：事務局）

- 手元の資料により、景観条例に基づく届出状況を説明。

(委員)

- ・工作物の②の着手日が許可日から20年間とはどういうことか。

(事務局)

- ・申請をいただき、許可を出す、それから20年間に着手をするということで、林地開発など様々な許可が下りた後に、着手することになっている。

(会長)

- ・今は森林の状態、これから森林を切るなど色々な許可が必要になっていると思うが、この辺に時間がかかるということ。20年間はとても長い、20年間の内のどこかでやるということか。20年というのは何か理由があったのか。

(事務局)

- ・事業者の申請の中に書いてあるため、その通りに記載している。

(委員)

- ・1,000㎡を超えて、1回申請をしたら、その近辺をまた開発して、また翌年にと20年間に徐々に申請をしていくと理解しているが、そうではないということか。

(事務局)

- ・そうではなく、この行為をする地域での申請になっている。

(会長)

- ・ここはご承知おきのとおり、菖蒲沢の太陽光で、一気に開発するのではなくて、少しずつやっていくということであろう。20年間のどこかで一気にやろうということではなくて。

(事務局)

- ・この申請は、菖蒲沢太陽光の2工区の申請であり、菖蒲沢は1工区から4工区まで申請があり、この2工区について、許可日から20年間に諸々の許可が整ったところで着手をしたいということの申請に対する許可である。

(委員)

- ・着手日のみが20年の間のいつかやるということなのか、20年の間に徐々に増えていくのか心配になった。

(事務局)

- ・この申請は、敷地面積が82,983㎡に対し、行為面積が43,712㎡の申請である。この行為についての許可をさせていただいている。

(会長)

- ・この約43,000㎡が計画になっていて、それはすぐ着手するのではなくて、色々なことが整い次第やるということであろう。

(委員)

- ・令和2年度の開発行為が28件あるが、開発行為は4項目あるが、28件の内訳はどうか。

(事務局)

- ・内訳としては、土地の形質の変更が全てになっていて、他の3項目は出ていない。

(委員)

- ・その28件は、土地の形状を変えているわけか。ということは、宅地の造成も含まれているということか。

(事務局)

- ・そのとおり。

(委員)

- ・結構多いと感じた。市の横の連携はあると思うが、宅地造成などの開発行為が埋蔵文化財の地域に当たっていることが多くみられるが、教育委員会との連携は取れているのか。

(事務局)

- ・開発行為については、都市計画法29条の協議や甲斐市の開発指導要綱に基づき、関係する各課の意見を反映する中で事業者へ回答している。

(委員)

- ・工作物の届出で、太陽光がいくつかある。最近の太陽光建設は、厳しい規制をしていると思うが、周辺住民との関係などはどのようになっているのか。

(事務局)

- ・市としては、環境課が主導となり関係各課の意見を取りまとめ、事業者に指導しているが、本課では景観計画の中で指導している。基準としては、パネルの色や周りの景観への配慮、道路沿いに植栽をお願いする等の指導をさせていただいている。また、太陽光については、全国的にも全県的にも問題となっており、新聞の記事や県からの説明によると、県の環境アセス条例の改正が今春施行され、また、県の太陽光条例も年内に施行される予定であるとの情報をいただいている。

(会長)

- ・今の太陽光に関しては植栽をしてもらうということを事前協議し、それを受けていただいたということか。

(事務局)

- ・そのとおり。

(会長)

- ・県の条例もできているが、市町村によっては、景観形成基準だけではなかなか具体的ではないところがあるので、別途デザインガイドラインなどを作って示していくところが増えてきている。景観に配慮しているや眺望を妨げないとは、どこまで配慮されているかを判断するのは難しい。実務でやっていて、指導して、完成した後に見てみたら、少し問題があるなどあると思うので、今までのものを検証して、具体的なガイドラインなどの作成に向けて検討していく必要があるかと思う。今後の課題としていかがか。

(委員)

- ・山梨県ではないが、自分の土地の隣に太陽光ができて、日陰になるので木を切ってくれと言われたという話を聞いたことがある。なので、周りにも配慮する必要があると思うので、その点も今後検討する中で考えていただきたい。

(事務局)

- ・他県他市の状況も精査・研究しながら、整理・検討していきたいと思う。

(2) 景観形成基準不適合工作物の建築について (説明：事務局)

- 手元の資料により、景観形成基準不適合工作物の建築について説明。
- ・審議の対象となるのは、東京電力パワーグリッド(株)より、事前協議の提出がされた鉄塔の建設についてである。甲斐市がバイオマス産業都市構想において、双葉スポーツ公園北側に建設予定の木質バイオマス発電所へ電力を供給するために建設される鉄塔である。
- ・建設予定の鉄塔は3基あり、その全てが大規模な行為にあたる工作物でその高さが20mを超えるものとして事前協議の対象となり、鉄塔の高さ15mを超えるものであるため届出も必要となり、先行して事前協議書が提出された。
- ・景観形成基準の中で、工作物のうち電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類の、高さについては、30m以下とする基準が設けられており、甲斐市景観条例第18条において、建築物又は開発行為等について、景観計画で定める景観形成基準に適合しない場合は、市長が甲斐市景観審議会の意見を聴いた上で、やむを得ないと認めた場合にはこの限りではないという規定がある。建設予定3基の鉄塔のうち、2基が30m以下の新設であり景観形成基準値内であるが、既存の40.3mから53.5mに建て替えを行う1基が、景観形成基準を超えるため、甲斐市景観条例第18条第1項ただし書きの規定に基づき、景観審議会の意見を求めるものである。
- ・引き続き事業者から説明をするので、よろしく願います。

(説明：事業者)

- 事業者作成の資料により事業内容を説明。
- 説明概要
 - ・今回の審議内容は、バイオマス発電所事業者からの接続供給申し込みにより、既設送電線へ連系する新設送電線についての提案となる。審議をお願いする。
 - ・送電線名称 穴山線1基の建て替え、甲斐双葉線2基の新設。なお、新設の甲斐双葉線のNo.1鉄塔からバイオマス発電所事業地までは地中送電線となる。
 - ・工事区間甲斐双葉線No.1鉄塔から既設鉄塔の穴山線No.61。

- ・電圧 6万6千ボルト。
- ・回線数は2回線。
- ・亘長 1.41 km (穴山線)、0.21 km (甲斐双葉線)。
- ・鉄塔の高さは穴山線 No. 61 は 53.5m。甲斐双葉線 No. 1 は 28.5m、No. 2 鉄塔は 29.2m。
(No. 61 鉄塔のみ諮問案件。No. 1、No. 2は参考で記載)
- ・色彩はグレー色、マンセル記号で表記するとN7近似となる。
- ・電線の種類は鋼心耐熱アルミ合金より線(穴山線)、アルミ覆鋼心アルミより線(甲斐双葉線)。
- ・穴山線 No. 61 の太さは外径 28.5mm、甲斐双葉線の太さは外径 18.2mm。
- ・地線(避雷線)の種類は、太さが外径 11.4mmの耐雷型光ファイバ複合架空地線(穴山線)と、太さが外径 10.5mmのアルミ覆鋼より線(甲斐双葉線)。
- ・電線および鉄塔高さ決定における基本条件として、鉄塔建設時の鉄塔高さは電力の安定供給を使命とし、法令遵守および公衆安全などを考慮した高さを基本としている。
- ・電線の高さは6m以上を確保する。
- ・工作物および植物との離隔距離は2.12m以上を確保する。
- ・建造物との離隔距離は3.6m以上を確保する。
- ・重機類との離隔距離は4m以上を確保する。
- ・今回提案する送電線の電線および鉄塔高さの考え方としては、送電線ルート上にある地権者様の大切な財産である樹木を伐採することのない設備とするため、必要な離隔距離を確保できるよう決めた。
- ・地上高は、現状の樹木の高さ 13mと必要な離隔距離 4mを足した 17mを確保できる設備とした。なお、必要離隔距離の 4mとは、法令で定められている送電線と樹木の離隔距離 2mに樹木の将来樹高の成長を 2mと考え、4mとした。これにより、送電線下の樹木伐採をしなくて済む設備となる。
- ・13mの現状樹木の伐採を避ける高さで送電線の地上高を設定している。
- ・鉄塔の高さについても送電線が最も低い高さ、17mが確保できる最小限の高さとしている。
- ・平成 30 年度に行った東平メガソーラー線の経緯があり、色彩についてはその時の考え方を踏襲することとする。
- ・色彩については定量的な数値で推し量ることが難しいため、学識経験者等の協力を得て検討したもの。
- ・自然環境に対して融和的に調和する、鉄塔らしい色彩にし、送電線全体として統一性のある、不快でない色とする等の検討結果から、色彩は無彩色の低光沢とする。
- ・資料の予測写真は景観拠点の双葉スポーツ公園と、鉄塔の配置のイメージがしやすい周辺の道路 2ヶ所の合計 3ヶ所から撮影している。
- ・当社としては、法令に基づき、赤白に塗らないといけない 60mを超えないように設計し、景観に配慮させていただいているので、高さが高く景観を阻害してしまい心苦しいが、審議をお願いしたい。

(説明：事務局)

●手元の資料により、眺望景観について説明。

- ・事務局では、鉄塔建設予定地周辺の3ヶ所の景観拠点から眺望の景観について検証した。

①ドラゴンパーク展望台

②双葉農の駅

③サントリ登美の丘ワイナリー

- ・その他周辺の景観拠点である塩崎駅、双葉水辺公園、双葉スマートインターからは標高の高低差があり、鉄塔を観ることができないため、資料には掲載していない。
- ・写真からどの場所も該当鉄塔がとても小さかったり、富士山や八ヶ岳の方角とは違ったりと、富士山や周辺の山々の眺望を著しく阻害するようなものではないと判断できる。
- ・色彩についても反射が少ないグレー色とし、空や周りの景色になじむ色に配慮していることから、特段問題はないと考える。

(会長)

- ・バイオマスの施設はどういう施設か。

(事務局)

- ・バイオマス施設は、双葉スポーツ公園の北側、双葉体育館の東側に当たる土地である。現在、農地及び森林であり、面積が約2.2haという計画である。造成の着手を市が令和3年10月頃行う予定で、発電所は令和4年6月に事業者が着手する予定である。

(会長)

- ・民間が事業者か。

(事務局)

- ・そのとおり。

(委員)

- ・バイオマスの事業を進めるために今回そこへ電気を引くということで、No.61鉄塔を現在の40.3mから53.5mに高くすることによってそこに電気を引っ張ってくるということか。

(事業者)

- ・外の鉄塔を参考にしてもらい、通常であれば、同じ高さで左右対称に電線を3本ずつ引き、計6本存在している。新設の鉄塔へ繋げるために分離させなくてはならず、高さを変えて3本ずつ90度方向に新しい電線を引かなくてはならないので、その分、今の鉄塔より高くし、段違いにする必要がある。

(委員)

- ・そうすると穴山線から取るということか。

(事業者)

- ・そのとおり。

(委員)

- ・穴山線からではなく、近い甲信幹線からは取れないのか。

(事業者)

- ・電圧が足りないということと、お客様からの要望が66kVでの供給になっているので、穴山線から取るということである。

(委員)

- ・構造的なことなので難しいところもあるが、前回の時も樹木の頂点の高さから何m必要となり、樹木の頂点が基準となり、電線の高さが決まっていると思うが、この樹木は切つてはいけない樹木なのか。資料では雑木と書いてあり、景観上必要な樹木と区別できないのか。木を切つてほしいということではなく、その辺の調整をすることによって、ここまで鉄塔を高くする必要はないのではないのか。現地の樹木の状況はどうなっているのか。

(事業者)

- ・ここにある木は雑木なので、景観に配慮するような木ではないと思うが、木を一回切つてもまた伸びてくることもあり、あまり低くしすぎると、今後木が伸びてきた時に、電気事故に繋がってしまうことになる。また、当社としては、一番下の送電線がJRに供給しており重要な送電線でもあるので、常に電気を供給できる状態でないとならないという面も含めて、4m以上離隔距離を取らせていただいている状況である。

(委員)

- ・雑木でも林は大事であるので、出来れば切りたくないが、環境を整えるということも今後必要になってくると思う。また、今は17m確保しているが、今ある木が伸びていった時は切らなくてはならないのか。

(事業者)

- ・そのとおりだが、成長がどういう状態かを測量して出したのが去年4月頃になるので、工事に入る令和4年の頃にどのくらい伸びているのかということも含めて見てみるが、実際は樹木の離隔プラスアルファを取らせていただいているので、すぐにどうこうではないと思う。そこは、安全面を考慮してやらせていただいているのでご理解いただけないか。

(委員)

- ・承知した。毎回このように東電から話が出てきて、あの辺は鉄塔だらけなので今後も頻繁にこのような話が出てくるのではと思うと、みんなで考えていくべき課題なのかなと思う。
- ・また、文化財の件だが、鉄塔の新設となると、地下のこともあるので、是非教育委員会と相談をして文化財があるかないかということを確認してもらいたい。あと、バイオマス発電所の造成を今年の秋にやる予定だが、それは市がやるのか。その後事業者に渡すということか。

(事務局)

- ・バイオマスの施設については、造成を市が行い、発電所の建設については事業者が行う。

(委員)

- ・承知した。この周辺はかつて文化財があり、市や県が調査している箇所が結構ある。市が造成するとなれば、市が調査しなければならないと思うので、その辺も併せて教育委員会から情報を得た方がいいと思う。

(事務局)

- ・開発行為は、事前協議があり、各担当課へ開発する業者が回っていき、教育委員会からは文化財の包蔵地の区域の図面等が提示されているので、そういう場合は全て教育委員会に事前に確認している。

(委員)

- ・市の事業なので、業者が行くのではなく、市が直接行くということか。

(事務局)

- ・そのとおり。

(会長)

- ・民間の場合は文化財に対して問い合わせをするが、自前でやるということなので、しっかり確認してもらいたい。

(事務局)

- ・生涯学習文化課があるので、しっかり対応する。

(委員)

- ・バイオマスの関係を具体的に教えていただきたい。今までは日立造船がやると言っていたが、その後どういう企業がやることになったのか。具体的な内容が出てきたから、この鉄塔を建てるということか。分かれば教えていただきたい。

(事務局)

- ・バイオマスの所管は環境課になり、ご承知のとおり日立造船が撤退というところまでは私どもも承知しているが、その後の業者等についてはまだ正式に確認はできていない。その業者がどうなるのかは、本課ではお答えできかねるので、ご理解いただきたい。

(会長)

- ・この鉄塔は公共的な目的が強く、30m以下にするのは厳しく、今後もこのようなことがあれば、概ね引っかかってくると思う。そんな中でも、景観計画や景観審議会があり、東電もご苦労されて、今回も60m以下に抑えてもらい、赤白にならずに済んでいる。
- ・このような基準を超えるものをどのように評価していくのかというと、何かを造れば必ず景観は変わるので、それに対してどのように良し悪しを決めるのか、どういう工夫をしてもらうのが問題になってくる。一番の問題は、景観上重要な視点場から眺める富士山や八ヶ岳など重要な眺めが阻害される場合には抑制しなければならないが、今回は事務局の資料で重要な視点場から検討してもらった結果、ほとんど見えないか見えてもとても小さく現状の景観を阻害しないと見受けられる。
- ・今回の結論は、景観審議会としては案のとおり特に大きな景観阻害はないと判断できるので、その内容で市に回答したいと思う。

(委員)

- ・東電に確認したいのだが、送電線の傍で良くあることだが、秋になるとスズメの群れが送電線に並び、すごい鳴き声で周辺住民が困っている。それを防ぐものがあると聞いたことがあり、その黒い部品を付けるのも景観上良くないと思うが、その対策は何かないか。

(事業者)

- ・送電線については非常に高い電圧で電気が通っており、電線が被覆を被っていない裸の電線になっているので、電気が通っている時は鳥は止まりにくい。しかし、電柱にある配電線は絶縁被覆を被っているため、鳥が止まってしまうのは避けられない状況である。
- ・鉄塔に鳥に対する防護設備を全て付けるとなると、設備が大きくなったり、見た目が悪くなったりしてしまうので、今回の鉄塔に関しては、あまり色々付けずにシンプルにして景観を阻害しないようにしているので、鳥が止まらないような対策は施していない。

(会長)

- ・今回の場合は高圧線ということで、鳥は止まらないであろう。

(委員)

- ・確認だが、諮問の内容については条例自体がもともと景観形成基準を上回るものに対してどうなっているのかということで、おそらくやむを得ない事情がある場合に景観審議会に諮問をして意見を聞く中で市長が決めるという内容になっていると考えている。当然景観形成基準 30m を超えるわけなので、望ましくないものについて、市の施策であるバイオマスはここになければならない。そして、そこへ電線を引かなければならない。その中で、技術的に離隔距離を取るためにはこの高さが必要である。ということから、やむを得ないということが、景観審議会としての答申になるのかと思う。つまり、これで良いということとは審議会の結論にはならないのかと思うので、確認をさせていただきたい。

(事務局)

- ・今回は、甲斐市景観条例第 18 条に記載されている内容に抵触するという事で諮問案件とさせていただいている。内容としては、法に掲げる行為を行おうとするものは、建築物等又は開発行為等が景観計画で定める景観形成基準に適合するようにしなければならない。ただし、市長が甲斐市景観審議会の意見を聞いたうえでやむを得ないと認めたものはこの限りではない。となっている。景観形成基準上は、この地域については鉄塔の高さは 30m までという基準があるが、これを上回るもので基準には合致してはいない。ただし、景観審議会をやむを得ないと認めていただいたものはこの限りではないということで諮問させていただき、審議をお願いしている。

(委員)

- ・経験の話になるが、県に陳情に行った際に、市で許可されたものを県で止めるわけにはいかない、地元で許可したものは県では止められないと言われ、苦労したことがある。今回に限らず、やむを得ないと認める場合はより一層慎重になった方がいいのではないかなと思う。しかし、今回は公共性があり大丈夫だと思うが、市の段階での審議がとても大事になってくると思う。

(会長)

- ・そうですね。とにかく慎重に。
- ・今回は、市の行っているバイオマス事業で、それに対する必要なものであり、重要な景観への阻害は認められず、総合的にやむを得ないと判断できると答申したいと思う。

(3) 景観重要樹木の指定について (説明：事務局)

- 手元の資料により、景観重要樹木の指定について説明。

(会長)

- ・本件は報告内容となるが、前回皆さんから意見をいただき、ここは市民から広く意見を聞き、決めていった方がいいのではないかなと思うので、今期中には難しいので、次期委員会に持ち越したいという内容である。
- ・資料にある緑の基本計画の中に樹木の一覧があり、その中には樹木がたくさんある。その中で事務局側が候補になりそうな樹木を挙げて、現地を調べてもらったが、この中の樹木は文化財に指定されていない樹木がほとんどで、市の指定になっていない。景観重要樹木

として指定していくことによって樹木を保存していく方向として候補はたくさんあると感じた。なので、引き続き次回に送るということだが、意見・質問をお願いしたい。

(委員)

- ・確認になるが、挙がっているリストに従い、住民アンケートを取って、指定手続きが進むと思うが、1回指定した後も指定した方がいいという樹木があったら、引き続き追加していくイメージで良かったか。

(事務局)

- ・景観重要樹木の指定については、甲斐市景観計画、また、甲斐市の最上位計画である総合計画の中で謳っている。総合計画の中で、具体的な目標指針として令和2年度までに2件、令和6年度までに4件という具体的な数字を記載している。当初目指したのは、令和2年度中の2件ではあるが、少し先送りをさせていただきたいという中で、その次の目標の令和6年度までの4件という目標もあるので、指定を1度したから終わりということではなく、引き続き重要なものについては指定を考えて参りたい。

(会長)

- ・前回も同じような議論があり、4件だけでいいのかという話になった。もっと増やしていくべきではないかという意見もあった。それは、民有地の木だとなかなか合意が取れない可能性もある。指定されると自由に切れなくなるということで、嫌がられる場合があるので、その辺りがどうなるか。事務局としては少なくとも4件はこれから指定してきたいということかと思う。

(委員)

- ・この調査した樹木だけでいいのかという話にもなると思う。都市部では分かりやすいと思うが、山間部へ入るとこんなところに素晴らしい木があるということもある。なので、もう少し住民の力を借りるなどして拾い上げるようなことをして、絞り込んでいく方が住民の合意を得やすいかと思うが、いかがか。

(事務局)

- ・緑の基本計画にある緑のお宝リストなど候補になり得る樹木がある。また、昨年の夏に御嶽昇仙峡が日本遺産認定され、構成文化財に御嶽古道なども入っている。歴史に関わるようなところも調べ研究して、アンケートに向けて下準備をしながら、市民にお示しができるようなことも考えていきたいと思う。

(会長)

- ・是非広く調査をしていただいて、どういう基準で選定するのかということと、ある程度こちらで選定して、その情報を市民に伝えないとどれがいいのか何も情報がないままアンケートをしても難しいと思うので、その辺の下準備もお願いしたい。

(委員)

- ・教育委員会の方では、指定文化財のリストがあり、指定文化財になっているものは景観重要樹木の指定から外すという話だったと思うが、いかがか。

(会長)

- ・重複しても問題はない。文化財になっているものは、保存していくと周知されている。そうではない周知されていないものを挙げていった方がいいのではないかという考え方と、

文化財に指定されていても市民に対してより周知したいとなれば被ってもいいのではないかという考え方がある。

(委員)

- いずれにしても指定文化財にするために県でも市でも教育委員会ではいろいろなリストやその次の候補を持っているので、そのような情報ももらいながら調べてはいかがかと思う。

(会長)

- この際なので、甲斐市の樹木について広く調べて、市民に公表するのはいい機会だと思う。資料のとおり、次期委員会に向けて調査をして進めていただければと思う。
- 以上で本日の3つの案件を終了とさせていただきます。

6. その他

7. 閉会